

府子本第447号  
元文科初第688号  
子発0906第2号  
令和元年9月6日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」の一部改正について

平成27年7月17府子本第81号、27文科初第240号、雇児発0717第5号「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和元年10月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(別添)

実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（新旧対照表）

（下線部は変更点）

改正後	現行
<p data-bbox="741 355 1099 515">府子本第81号 27文科初第240号 雇児発0717第5号 平成27年7月17日</p> <p data-bbox="584 563 1099 722"><u>一次改正 府子本第447号</u> <u>元文科初第688号</u> <u>子発0906第2号</u> <u>令和元年9月6日</u></p> <p data-bbox="232 815 555 847">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="517 898 1099 1018">内閣府子ども・子育て本部統括官 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="277 1106 1016 1137">実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について</p> <p data-bbox="199 1233 1099 1345">標記については、今般、別紙のとおり「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p>	<p data-bbox="1675 355 2033 515">府子本第81号 27文科初第240号 雇児発0717第5号 平成27年7月17日</p> <p data-bbox="1151 815 1473 847">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1451 898 2033 1018">内閣府子ども・子育て本部統括官 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="1205 1106 1944 1137">実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について</p> <p data-bbox="1126 1233 2033 1345">標記については、今般、別紙のとおり「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p>

改正後	現行
<p data-bbox="203 277 1097 352">については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p data-bbox="203 443 271 475">別紙</p> <p data-bbox="376 528 920 560">実費徴収に係る補足給付事業実施要綱</p> <p data-bbox="210 612 427 644">1 事業の目的</p> <p data-bbox="232 652 1097 1102">子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条第 4 項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」という。）及び第 30 条の 5 第 3 項に規定する<u>施設等利用給付認定保護者</u>（以下「<u>施設等利用給付認定保護者</u>」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は<u>特定子ども・子育て支援</u>を受けた場合において、当該保護者が支払うべき<u>実費徴収に係る費用</u>の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は<u>特定子ども・子育て支援</u>等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。</p> <p data-bbox="210 1155 394 1225">2 実施主体 （略）</p>	<p data-bbox="1124 277 2031 352">については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p data-bbox="1124 443 1191 475">別紙</p> <p data-bbox="1305 528 1850 560">実費徴収に係る補足給付事業実施要綱</p> <p data-bbox="1131 612 1335 644">1 事業の目的</p> <p data-bbox="1144 652 2031 1019">子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条第 4 項に規定する<u>支給認定保護者</u>（以下「<u>支給認定保護者</u>」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該<u>支給認定保護者</u>が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等（以下「<u>実費徴収額</u>」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。</p> <p data-bbox="1131 1155 1314 1187">2 実施主体</p> <p data-bbox="1124 1195 2011 1268">実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。</p>

改正後	現行
<p><b>3 事業の種類</b></p> <p><u>(1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助</u></p> <p><u>(2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助</u></p> <p><b>4 実施方法等</b></p> <p><u>(1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助</u></p> <p>① 事業の内容</p> <p>低所得で生計が困難である<u>教育・保育給付認定保護者の子どもが、法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、法第 28 条法第 1 項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は法第 30 条第 1 項第四号に規定する特例保育の提供を受けた場合において、日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものにかかる実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。</u></p> <p>② 実施要件</p> <p>i) 対象者</p> <p>生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰</p>	<p><b>3 事業の内容</b></p> <p>低所得で生計が困難である<u>支給認定保護者の子どもが、法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、法第 28 条法第 1 項第二号に規定する特別利用保育、同項第 3 号に規定する特別利用教育、法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。</u></p> <p><b>4 実施要件</b></p> <p><u>(1) 対象者</u></p> <p>生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国</p>

改正後	現行
<p>国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市町村が認める<u>教育・保育給付認定保護者</u></p> <p>ii) <u>対象となる実費徴収額の範囲</u></p> <p>    i) <u>に該当する保護者の教育・保育認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）</u></p> <p>③ <u>施設による代理請求・代理受領について</u></p> <p>    市町村は、<u>特定教育・保育施設に対して、あらかじめ（1）</u></p> <p>    ② <u>i) に定める対象者から同意を得た上で通知し、日用品、文房具等の購入に要する費用について補助すべき額の限度において、対象者に代わり、特定教育・保育施設に支払うことができる。</u></p> <p>    <u>また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し日用品、文房具等の購入に要する費用の補助があったものとみなす。</u></p>	<p>の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である支給認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市町村が認める<u>支給認定保護者</u></p> <p>（2）<u>対象となる実費徴収額の範囲</u></p> <p>    ① <u>副食材料費（教育標準時間認定子ども（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分について法第20条第1項に規定する認定を受けたもの）に限る。）</u></p> <p>    ② <u>食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）</u></p> <p>（3）<u>実施方法</u></p> <p>    <u>実施方法は、以下のいずれかの方法による。</u></p> <p>    ① <u>対象者に係る（2）の実費徴収額を軽減して徴収又は免除する施設・事業所に対して、市町村が当該軽減又は免除した額に相当する額を補助する方法</u></p> <p>    ② <u>対象者が施設・事業所に支払った（2）の実費徴収額について、市町村より対象者に対して当該実費徴収額に相当する額を補助する方法</u></p>

改正後	現行
<p data-bbox="219 320 1099 395"><u>(2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助</u></p> <p data-bbox="230 443 439 480">① 事業の内容</p> <p data-bbox="230 488 1099 935"><u>世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当する施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子ども(満3歳以上の者に限る。以下同じ。)</u>が、<u>法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。以下同じ。)</u>を受けた場合において、<u>当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る。以下同じ。)</u>にかかる実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。</p> <p data-bbox="230 986 405 1023">② 実施要件</p> <p data-bbox="286 1031 439 1067">i) 対象者</p> <p data-bbox="286 1075 1099 1230"><u>特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であつて、次のア若しくはウに該当する者又はイに掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者</u></p> <p data-bbox="297 1238 1099 1355"><u>ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額(子ども・子育て支援法施行令(平成</u></p>	

改正後	現行
<p><u>26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満である者</u></p> <p><u>イ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に三人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者。</u></p> <p><u>ウ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者。</u></p> <p>ii) 対象となる実費徴収額の範囲  <u>特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額</u></p> <p>③ <u>施設による代理請求・代理受領について</u>  <u>市町村は、特定子ども・子育て支援提供者に対して、あらかじめ（2）②i）に定める対象者から同意を得た上で通知し、副食材料費に要する費用について補助すべき額の限度において、対象者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。</u>  <u>また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し副食材料費に要する費用の補助があったものとみなす。</u></p>	

改正後	現行
<p data-bbox="208 320 394 352">5 留意事項</p> <p data-bbox="230 360 1097 643"><u>① 4（2）にある市町村民税所得割合算額を判定する保護者等の世帯所得の時期は、当該事業を実施する市町村が定める時期とする。このため、例えば、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定と同様に、毎年6月に判明する当該年度分の市町村民税（4月から8月の利用分は前年度分の市町村民税）で判定したり、通年分を当該年度分の市町村民税で判定したりする場合も国庫補助の対象とする。</u></p> <p data-bbox="230 692 1097 1018"><u>② 4（2）②（ii）における副食の提供にかかる実費徴収額の算出に当たっては、実際に要した副食費に相当する費用（各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、給食提供日数を乗じて算出した額）を用いるのが基本であるが、「1食当たり副食費相当額」の算出が困難な場合（外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等）においては、例外的に、下記の通り便宜的な算出方法を用いることも可能である。</u></p>	

改正後			現行
<u>(参考) 副食費に相当する額の算出方法</u>			
<u>給食の実施方法</u>	<u>副食費の算出方法(基本)</u>	<u>便宜的な算出方法の可否</u>	
<u>自園調理(食材自己購入)</u>	<u>必要経費が明確であることから、各園で「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数</u>	<u>不可</u>	
<u>自園調理(食材外部搬入)</u>	<u>外部搬入業者に依頼し「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数</u>	<u>例外的に便宜的な算出方法(※)も可</u>	
<u>外部搬入</u>	<u>外部搬入業者に依頼し「1食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数</u>	<u>例外的に便宜的な算出方法(※)も可</u>	
<p>※「1日当たり副食費相当額」の便宜的な算出方法の例</p> <p>○ <u>園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。)</u></p> <p>○ <u>園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。)</u></p>			

改正後	現行
<p data-bbox="264 276 1084 352">○ 一律 225 円（新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価を用いる）</p> <p data-bbox="203 400 1095 517"><u>6</u> 費用 本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p data-bbox="1128 400 2033 517"><u>4</u> 費用 本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>

府子本第81号  
27文科初第240号  
雇児発0717第5号  
平成27年7月17日

一次改正 府子本第447号  
元文科初第688号  
子発0906第2号  
令和元年9月6日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長  
(公 印 省 略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公 印 省 略)

#### 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

## 実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

### 1 事業の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）及び第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

### 3 事業の種類

- (1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助
- (2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

### 4 実施方法等

- (1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

#### ① 事業の内容

低所得で生計が困難である教育・保育給付認定保護者の子どもが、法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育、法第 28 条法第 1 項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育又は法第 30 条第 1 項第四号に規定する特例保育の提供を受けた場合において、日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものにかかる実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。

#### ② 実施要件

##### i) 対象者

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市町村が認める教育・保育給付認定保護者

## ii) 対象となる実費徴収額の範囲

i) に該当する保護者の教育・保育認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条第 4 項及び第 43 条第 4 項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

## ③ 施設による代理請求・代理受領について

市町村は、特定教育・保育施設に対して、あらかじめ（1）② i）に定める対象者から同意を得た上で通知し、日用品、文房具等の購入に要する費用について補助すべき額の限度において、対象者に代わり、特定教育・保育施設に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し日用品、文房具等の購入に要する費用の補助があったものとみなす。

## （2）施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

### ① 事業の内容

世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当する施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子ども（満 3 歳以上の者に限る。以下同じ。）が、法第 30 条の 11 第 1 項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が満 3 歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するものに限り、法第 7 条第 10 項第 5 号の事業に該当するものを除く。以下同じ。）を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。以下同じ。）にかかる実費徴収額に対して、市町村がその一部を補助する。

### ② 実施要件

#### i) 対象者

特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次のア若しくはウに該当する者又はイに掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者

ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。）第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が 7 万 7,101 円未満である者

イ 令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第 1 学年から第 3 学年までに在籍する子どもをいう。）が同一の世帯に三人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番

目の年長者である者を除く。) である者。

ウ 令第 15 条の 3 第 2 項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者。

ii) 対象となる実費徴収額の範囲

特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額

③ 施設による代理請求・代理受領について

市町村は、特定子ども・子育て支援提供者に対して、あらかじめ(2)②i)に定める対象者から同意を得た上で通知し、副食材料費に要する費用について補助すべき額の限度において、対象者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し副食材料費に要する費用の補助があったものとみなす。

5 留意事項

① 4(2)にある市町村民税所得割合算額を判定する保護者等の世帯所得の時期は、当該事業を実施する市町村が定める時期とする。このため、例えば、法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定と同様に、毎年 6 月に判明する当該年度分の市町村民税(4 月から 8 月の利用分は前年度分の市町村民税)で判定したり、通年分を当該年度分の市町村民税で判定したりする場合も国庫補助の対象とする。

② 4(2)②(ii)における副食の提供にかかる実費徴収額の算出に当たっては、実際に要した副食費に相当する費用(各施設に係る「1 食当たり副食費相当額」を算出の上、給食提供日数を乗じて算出した額)を用いるのが基本であるが、「1 食当たり副食費相当額」の算出が困難な場合(外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等)においては、例外的に、下記の通り便宜的な算出方法を用いることも可能である。

(参考) 副食費に相当する額の算出方法

給食の実施方法	副食費の算出方法(基本)	便宜的な算出方法の可否
自園調理 (食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で「1 食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	不可
自園調理 (食材外部搬入)	外部搬入業者に依頼し 「1 食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法 (※)も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼し 「1 食当たり副食費相当額」を算出 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法 (※)も可

※「1日当たり副食費相当額」の便宜的な算出方法の例

- 園における1食当たり給食費 × 「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。)
- 園における1食当たり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食費の割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。)
- 一律225円(新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価を用いる)

## 6 費用

本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。